

令和6年度
第2回安平町町民自治推進委員会

議 案



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

日 時 令和6年12月4日（水）午後1時30分～

場 所 安平町立早来学園 まなびお図書室

次 第

1 開会

2 高村委員長あいさつ

3 委員自己紹介

～お一人様、3分程度

※前回ご欠席者を中心に

自己紹介

・お名前

・所属

・お引き受けいただいた背景／理由

・お人柄

※お話しいただける範囲内で

4 議 事

(1) 前回の振返り【説明】

(2) 「こどもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」について【説明】

～前回少しだけ説明しましたので、もう少し具体的に。

※当日スライド（資料投影）にて

(3) ワークショップ【議事】

～小グループに分かれて『○○ってどんなことをしてるの?』について話し合いたいと思います。

～『○○』とは、自治会/町内会・こども園・学校・PTA・役場など、地域の活動全般で、皆さんの疑問点や関心事などをお話しいただければと考えます。

5 その他

・広報の掲載（写真使用）について

・次回の開催について

6 閉 会

4. 議事（1）前回の振り返り

①関連条例の体系

- ・平成25年12月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を平成26年12月26日に施行。
- ・このほか、「安平町町民参画推進条例」など、関連条例も施行。

条例名	内容
①まちづくり基本条例	安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが規定

条例名	内容
②町民参画推進条例 (まちづくり基本条例 第12条)	まちづくりへの町民参画と協働に向け、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、事前に町民が参画し、意見や提案が行える制度をルール化。
③住民投票条例 (まちづくり基本条例 第13条)	町の将来を左右する重要事項の決定について、直接町民の意思を確認するため設けられた制度。いつでも住民投票ができるよう、条例を常設型としたことが特徴。
④議会基本条例 (まちづくり基本条例 第31条)	町民に身近に感じてもらい、信頼される創造力が豊かで存在感のある議会をめざして、議会の運営や議員が行うべきなどが定められた条例。
⑤町民自治推進委員会条例 (まちづくり基本条例 第37条)	まちづくり基本条例や町民参画推進条例が、制定後も「きちんと運用されているか」「修正すべきところはないか」などの運用状況を確認するための町民組織として委員会を設置。

②町民自治推進委員の役割などと、これまでの取組みについて

[町民自治推進委員会とは]

安平町まちづくり基本条例は「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、「町民のまちづくりへの参画」や「情報の共有」がきちんと実践されているか、また、守られているかなど条例の運用状況のチェックや、条例内容の見直しを図るための調査・審査機関となります。

また、同時制定した安平町町民参画推進条例に規定する町民参画手続きの実施状況等についても併せてその実施状況等をチェックし、やり方などについて意見する役割を担っています。

[町民自治推進委員会の組織・委員報酬・任期]

○委員会の組織

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した12名以内の委員で組織

- 1) 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- 2) 学識経験のある方
- 3) 地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- 4) その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

○任期

委嘱の日から2年間（令和6年7月14日～令和8年7月13日）

○報酬

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例に基づき報酬と費用弁償（車賃）をお支払いします。
[1回につき3,000円（委員長は3,500円）]

[町が町民自治推進委員会の委員の皆様に期待すること]

①安平町まちづくり基本条例の運用状況等のチェック

この基本条例では、行政（役場）と町民が一緒になってまちづくりを進めるための様々なルールを定めています。このルールがちゃんと守られているかなど、運用チェックを行う役割があります。

—こんな意見を求めています—

まちづくり基本条例に定められている内容がきちんに行われていないと思う。
もっと子どもを意識した方が町民の協力が得られると思う。
条例で定めた内容が町民生活に合っていないから、直したほうが良いと思う。

②安平町町民参画推進条例の実施状況等のチェック

役場が、町民生活に影響する事務の変更や多額の費用が必要な公共事業を行う場合には、役場が実施決定する前に町民から意見を聴くというルールを定めています。町民からの意見をきちんと反映できているか、意見の聴き方に問題はないかなど、運用チェックを行う役割があります。

—こんな意見を求めています—

違う方法で意見を聴いた方がもっと意見を集められたのでは？
この事業は、先に意見を聴くべきじゃなかったの？
もっと多くの人に参加しやすいワークショップを考えたほうが良いと思う。

③安平町町民自治推進委員会（第1期～第4期）のこれまでのあゆみについて

1期委員会（平成29年2月20日提出）**提言書**

①町民参画手続のさらなる標準化について

- ・ 条例改正や職員マニュアルの充実
- ・ 標準スケジュールの例示 など

②審議経過の積極的な公開について

- ・ 各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議経過や結果の共有を図る

【提言に基づく対応】

- ・ 町民参画手続に係る職員マニュアルの適宜修正や庁舎内周知の実施。
→ 庁舎内における標準化を図る

第2期委員会（令和元年7月12日提出）**提言書**

①自治会・町内会の再生及び活性化について

- ・ 自治会・町内会を取り巻く各種問題の解決に向け、地区別計画の策定やまちづくり事業支援交付金などの財源支援策を継続的に講じること。

②町民自治推進委員会条例の見直しについて

- ・ 会議における発言のしやすさ、グループワーク等による調査審議の深まりや継続性を向上させることを目的としてコンパクトな委員定数とすること。

③審議経過の積極的な公開について【第1期から継続案件】

【提言に基づく対応】

- ・ まちづくり事業支援交付金、コミュニティ復興支援事業交付金（R1～R3）の予算化
- ・ 地区別計画策定に向けたプロジェクトチームの発足
- ・ 町民自治推進委員会条例の改正（20名以内→12名以内に変更）
- ・ 各種審議会等における会議録の公表（R4.8.1より町HPにて公開）

第3期委員会（令和4年7月13日提出）**申送書**

①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

- ・ 子どもの権利やまちづくりの参画について明確に謳われていないため、まちづくり基本条例の見直し・検討をすること。

②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

- ・ 町民参画関連条例における年齢要件の見直し・検討をすること。
- ・ 【付帯意見】18歳までと限定⇒理念との矛盾が生じる。18歳以下まで拡大は不要 など

【申送書に基づく対応】

- ・ 申し送り事項について、次期委員内で継続審議

第4期委員会（令和6年7月13日提出）**提言書**

①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

- ・ 子どもの権利実現と子どもの社会参画という「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の理念を盛り込むことを検討すること。
- ・ 全世代を指して広く「町民」と表現されることから、CFCIの理念に基づき「子ども」の位置づけを明確にするよう検討すること。
- ・ 18歳未満の子どもに関しては、検討が進められる「（仮称）子どもの教育環境条例」の中で規定し、双方の条例が補い合い、連携する仕組みとなるよう検討すること。

②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

- ・ 次のものについて「満20歳」とあるのを「満18歳」へ変更する検討すること。
- ・ 町民参画推進条例、町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱

【第5期での対応】

- ・ まちづくり基本条例の改正案について検討していくことが、課題の一つとなる。

【参考】第4期町民自治推進委員会提言書について

1. 「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討等

具体的提言事項

- ・ まちづくり基本条例において、子どもの権利実現と子どもの社会参画という「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の理念を盛り込むことを検討すること。
- ・ まちづくり基本条例において、全世代を指して広く「町民」と表現されることから、CFCIの理念に基づき「子ども」の位置づけを明確にするよう検討すること。
- ・ まちづくり基本条例に網羅しきれない18歳未満の子どもに関する権利実現と社会参画に関する事項については、現在並行して検討が進められる「（仮称）子どもの教育環境条例」の中で規定し、双方の条例が補い合い、連携する仕組みとなるよう検討すること。
- ・ （仮称）子どもの教育環境条例の制定を待つことなく、引き続き積極的な子どもの権利に関する各種活動を推進すること。

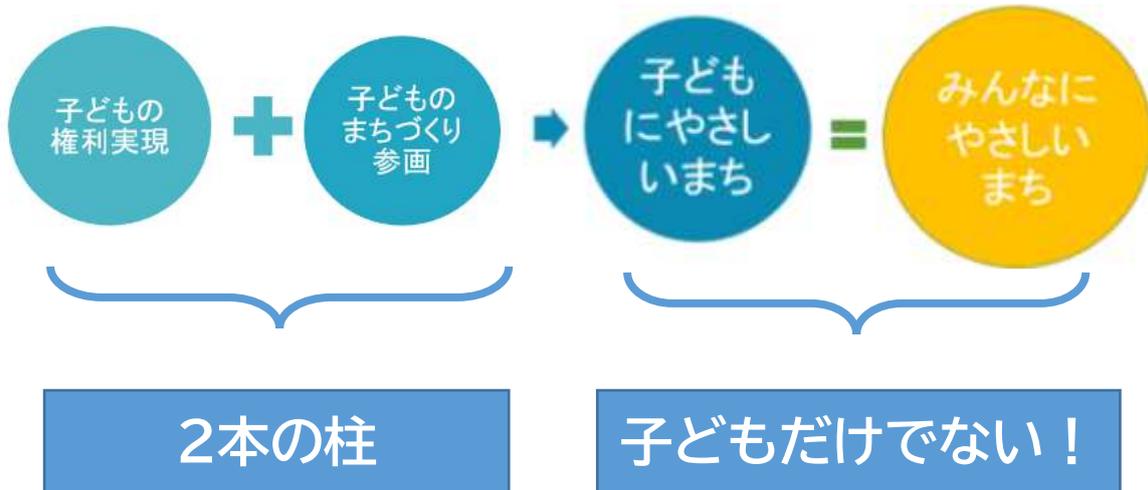
2. 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討

具体的提言事項

- ・ 上記提言に基づき、子ども・若者のまちづくり参画が重要であると考えことから、次のものについて「満20歳」とあるのを「満18歳」へ変更する検討すること。
 - 町民参画推進条例
 - 町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱
- ・ 18歳未満の子どもに関する権利実現については、「（仮称）子どもの教育環境条例」の中で具体的方法等について検討すること。

【参考2】「子どもにやさしいまちづくり」とは

- ・ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」



- ・日本ユニセフはH30に子どもにやさしいまちづくり（=CFC）モデル検証作業を進めるため全国から安平町を含む5自治体を検証自治体として委嘱
- ・令和3年12月には日本で初めて実践自治体に承認され、チェックリストにより目標や行動計画を定め、子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいる。

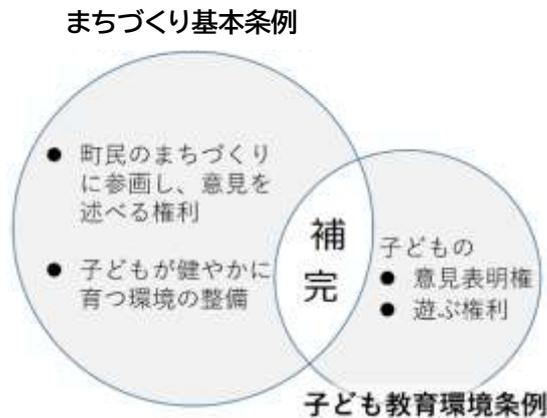
ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)	ループバック要素 (国や都府県)	国・都府県 (14項目を達成)	14項目 国・都府県	国・都府県 (14項目を達成)	国・都府県 (14項目を達成)	国・都府県 (14項目を達成)	国・都府県 (14項目を達成)
1. 子どもの権利 国連採択された子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。また、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。	国連採択された子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。また、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。						
2. 子どもの権利 国連採択された子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。また、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。	国連採択された子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。また、子どもの権利を保障し、子どもの権利を促進すること。						



【参考3】(仮称)子ども教育環境条例の制定に向けて

教育委員会事務局において、子どもの権利として子どもにやさしいまちづくりの理念や意見表明権、遊ぶ権利などを条例の軸に据えた「(仮称)子ども教育環境条例」の制定を検討している。



【参考4】成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

■ 成年年齢が20歳から18歳に引下げ

成年年齢の引下げに伴う主な年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳に維持されるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 10年用一般旅券の取得 ● 性別の取扱いの変更の審判 ● 公認会計士・司法書士資格 ● 医師・歯科医師・獣医師免許 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 養子をとることができる年齢 ● 喫煙・飲酒年齢 ● ギャンブル ● 大型・中型免許 など

■ 民法改正に伴う安平町の対応

年齢引下げに準じるもの（安平町住民投票条例（公職選挙法に準じるため満18歳以上が対象））

年齢引下げを検討するもの（安平町町民参画推進条例、安平町町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱）